

## 千葉市人事委員会公告第4号

令和2（2020）年度職員採用試験（中級、初級、保育士）の実施について

職員の任用に関する規則に基づき、市長、消防局長及び教育委員会から通知のあった令和3年度採用予定の職及び職員数等のうち、中級（学校事務）、初級（事務、学校事務、消防士）、保育士の採用について、競争試験によるものとし、次のとおり試験の方法と基準を定め実施することとしたので、公告します。

令和2年4月10日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

### 1 試験区分、採用予定人員、職務内容

試験区分		採用予定人員 (人程度)	職務内容
中級	学校事務	若干名	千葉市立の小・中・特別支援学校で、学校事務に従事
初級	事務	8	市長部局、各行政委員会事務局等で、一般行政事務に従事
	学校事務	若干名	千葉市立の小・中・特別支援学校で、学校事務に従事
	消防士	20	消防局、消防署等で、消火・救急・救助活動、予防指導等の消防業務に従事
保育士		30	保育所等で、児童の保育に従事

※若干名とは、1～3人程度をいう。

### 2 受験資格

次の（1）から（3）までの要件をすべて満たす人

（1）次のいずれかに該当する人（消防士は次のアに該当する人に限る。）

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法による永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の

出入国管理に関する特例法による特別永住者

(2) 次のいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(3) それぞれの試験区分の要件に該当する人

試験区分		要件
中級	学校事務	平成7年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 (学歴不問)
初級	事務	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 (学歴不問)
	学校事務	
	消防士	
保育士		昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格取得(見込み)の人

### 3 受付方法・期間

(1) 電子申請(インターネットによる申込み)の場合

令和2年7月27日(月)午前9時から8月11日(火)午後5時まで(8月11日(火)午後5時までに受信されたものに限る。)

(2) 郵送による申込みの場合

令和2年7月27日(月)から8月5日(水)まで(8月5日(水)までの消印があるものに限る。)

#### 4 試験の日時・場所、合格発表

試験	日時 (予定)	場所 (予定)	合格発表	
第一次試験	【全試験区分】 筆記試験 (択一式)	令和2年9月27日(日) 【保育士以外】 集合・着席 午前9時 (午前8時30分から受付) 試験開始：午前9時30分 試験終了： 1 中級 午後3時30分 2 初級 午前11時30分 【保育士】 集合・着席 午後0時50分 (午後0時20分から受付) 試験開始：午後1時20分 試験終了：午後3時20分	千葉市立蘇我中学校 千葉市中央区白旗 1-5-3 又は 千葉市立千葉高等学校 千葉市稲毛区小仲台 9-46-1 受験票送付時に試験会場を 指定する。	【消防士】 令和2年10月23日(金) 【消防士以外】 令和2年10月7日(水)  人事委員会事務局前に掲 示するほか、合格者のみ に文書により通知する。
	【消防士】 体力検査	令和2年10月14日(水) 及び15日(木)のうち1日	千葉市消防学校	
第二次試験	論文試験 及び 適性検査	【消防士】 令和2年10月31日(土) 【消防士以外】 令和2年10月17日(土)	千葉市総合保健 医療センター	【初級事務、保育士】 令和2年11月中旬(予定) 【上記以外】 令和2年11月下旬～12月 月上旬(予定)
	面接試験等	【消防士】 令和2年11月5日(木) ～13日(金)のうち1日 【保育士】 令和2年10月下旬～11 月上旬の土・日曜日、祝日 のうち1日 【上記以外】 令和2年10月26日(月)～ 11月13日(金)のうち1日	千葉中央コミュニテイ センター	人事委員会事務局前に掲 示するほか、合格者のみ に文書により通知する。

(注) 1 初級消防士の第一次試験で実施する体力検査の対象者について、令和2年10月5日(月)(予定)に対象者の受験番号を人事委員会事務局前に掲示するほか、対象となった人のみに文書により通知する。

2 千葉市職員募集ホームページ([city.chiba.jp/go/boshu](http://city.chiba.jp/go/boshu))でも、第一次試験で実施する体力検査の対象者及び合格者の受験番号を発表日以後1週間掲載する。

3 第二次試験は第一次試験の合格者に対して実施する。

5 試験の方法・配点・内容

試験方法		配点	試験内容
第一次試験	筆記試験	【中級、初級】 100点	公務員として必要な一般教養について、中級は短期大学卒業程度、初級は高等学校卒業程度の活字印刷文による筆記試験【50問全問解答】 ※中級：社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 ※初級：現代社会、倫理、政治・経済、地理、日本史、世界史、国語、数学、物理、化学、生物、地学、文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈 等
	【保育士以外】 教養試験 (択一式) 中級：150分 初級：120分	【中級】 100点 【保育士】 100点	試験区分に応じた専門的知識（別表「専門試験出題分野一覧表」のとおり）について、短期大学卒業程度の活字印刷文による筆記試験【40問全問解答】
	【消防士】 体力検査	100点	職務遂行に必要な体力についての検査 (握力、上体起こし、反復横とび、立ち幅とび、腕立て伏せ、シャトルラン)
第二次試験	論文試験 (記述式 60分)	50点	与えられたテーマについて記述する筆記試験 (800字程度)
	適性検査	—	性格適性及び職務適性等についての検査 (面接試験の参考とする。)
	【保育士以外】 面接試験	150点	主として人物、性格等についての個別面接による試験（態度、表現力、積極性、協調性、専門性（初級を除く。）、堅実性、ストレス耐性等）
	【保育士】 面接試験（実技を含む。)	150点	主として人物、性格等についての個別面接による試験（態度、表現力、積極性、協調性、専門性、堅実性、ストレス耐性等）及びあらかじめ指定された課題についての実技試験
	【消防士】 身体検査	—	消防士としての職務遂行に必要な健康度等の検査（医療機関等で受診し、作成された健康診断書の提出を求める。） ※結果は面接試験の評価における資料とする。

(注) 1 第一次試験の合格者は、教養試験（保育士を除く。）、専門試験（中級及び保育士）及び体力検査（消防士）の結果を総合して決定する。

2 消防士の身体検査における主な基準は次のとおりとする。

- ・ 視力：矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上
- ・ 色覚：赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること

・聴力：左右とも正常であること

3 最終合格者は、第二次試験の結果により決定し、第一次試験の成績は反映しない。

別表 専門試験出題分野一覧表

試験区分	出題分野
中級学校事務	政治学・行政学、社会学・社会事情、憲法、行政法、民法、経済学、財政学、国際関係
保育士	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健

6 採用予定年月日

令和3年4月1日（繰上げ採用もあり）

7 採用候補者名簿の有効期間

採用候補者名簿の有効期間は1年とする。

8 例題等の公表

第一次試験で行う教養試験、専門試験の例題及び第二次試験で行う論文試験及び面接試験における実技試験（保育士のみ）の過去の課題について、次の方法により公表するものとする。

- (1) 千葉市職員募集ホームページへの掲載
- (2) 市政情報室及び図書館（分館を除く。）での閲覧
- (3) 人事委員会事務局での閲覧

## 9 試験結果について

この採用試験の結果については、照会することができるものとする。

試験区分	対象者	内容											請求期間	
		第一次試験					第二次試験							
		教養試験の得点	専門試験の得点	体力検査の対象となった者の最低点※	体力検査の得点	総合得点	総合順位	合格最低点※	論文試験の得点	面接試験の得点	総合得点	総合順位		合格最低点※
中級 学校事務	第一次試験 不合格者	○	○	/	/	○	○	○	-	-	-	-	-	第一次試験合格 発表日から令和 2年12月28日 (月)まで
	第二次試験 受験者	○	○	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	第二次試験合格 発表日から令和 2年12月28日 (月)まで
保育士	第一次試験 不合格者	/	○	/	/	○	○	○	-	-	-	-	-	第一次試験合格 発表日から令和 2年12月28日 (月)まで
	第二次試験 受験者	/	○	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	第二次試験合格 発表日から令和 2年12月28日 (月)まで
初級事務 ・ 初級 学校事務	第一次試験 不合格者	○	/	/	/	○	○	○	-	-	-	-	-	第一次試験合格 発表日から令和 2年12月28日 (月)まで
	第二次試験 受験者	○	/	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	第二次試験合格 発表日から令和 2年12月28日 (月)まで
初級 消防士	第一次試験 不合格者	体力検査の 対象となら なかった者	○	/	○	-	○	○	○	-	-	-	-	第一次試験合格 発表日から令和 2年12月28日 (月)まで
		体力検査の 受験者	○	/	○	○	○	○	○	-	-	-	-	
	第二次試験 受験者	○	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第二次試験合格 発表日から令和 2年12月28日 (月)まで

- (注) 1 途中で辞退した場合も、既に受験した試験の得点等については情報提供する。  
 2 ※印の項目は、千葉県職員募集ホームページにも掲載する。